

新庁舎建設等について

1 調査項目

- (1) 新庁舎の建設に関する事項
- (2) 現庁舎跡地の利活用に関する事項
- (3) 公共施設のあり方に関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「新庁舎建設等検討特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

(説明)

区役所本庁舎の移転については、新庁舎建設の基本構想・基本計画策定に向け検討及び協議が行われているところである。

新庁舎の建設にあたっては、区民の利便性向上、効率的な行政運営、防災拠点機能の確保、民間活力の導入によるコストの削減など、様々な区民要望を踏まえた観点から、その規模や内容について検討を進めていく必要があり、現庁舎移転後の跡地の利活用については、周辺地域の新たな賑わいの創出など、地域住民の声を丁寧に聴きながら検討を深める必要がある。

また、他の大型区民施設をはじめとする公共施設については、老朽化に対する対応、機能の充実、利便性の向上、施設や設備の将来的な更新も視野に入れた、あり方の検討が必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。